



議案第百号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年十二月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾五年拾貳月廿五日

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十八万六千円」を「十九万七千円」に、「十三万四千円」を「十四万千円」に、「十一万九千円」を「十二万六千円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から^{適用}施行する。

（報酬等の内払）

2 改正前の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和五十五年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、議長、副議長及び議員に支払わ

れた報酬及び期末手当は、改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。